企画競争実施の公示

令和3年5月10日

分任支出負担行為担当官中部地方整備局 木曽川下流河川事務所長 髙橋 一浩

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 木曽川下流管内川の体験活動運営支援業務

(2) 業務内容

本業務は、木曽川下流管内において、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への意識の醸成を図るため、日常的に川への関心を集めることを目的に、河川教育として地域住民等を対象にした川の体験活動を通じて、河川改修事業の参考とするため、河川利用に関する参加者への意識調査を行うものである。

(3) 予定履行期間

令和3年7月上旬~令和3年10月29日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く)でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、 国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術者等に関する要件 なし
- (7) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出できる者は、下記に示される同種業務または類似業務について、平成23年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。

同種:川の体験活動に関する運営業務 類似:河川教育・防災教育に関する業務

3. 手続等

(1) 担当部局

〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 経理課

> 電話:0594-24-5712 FAX:0594-22-4621

電子メール: cbr-keikaryu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 令和3年5月10日から令和3年5月31日まで、(1)に同じ。 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法 令和3年5月31日16時00分 (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)、 電子メールによること。
- (4) 説明会の日時及び場所等 説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。
- (4) その他の詳細は説明書による。